

1 これまでの経過

(1) 「今後の市民館・図書館のあり方」(令和3(2021)年3月策定)

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定した。

(2) 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」(令和4(2022)年8月策定)

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理・運営手法を検討した。



多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、事業・サービスの質を向上させつつ、これまでの本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うこととした。

市民館及び図書館条例の一部改正、川崎市民館・労働会館条例制定について

2 指定管理者制度の導入館及び導入時期等

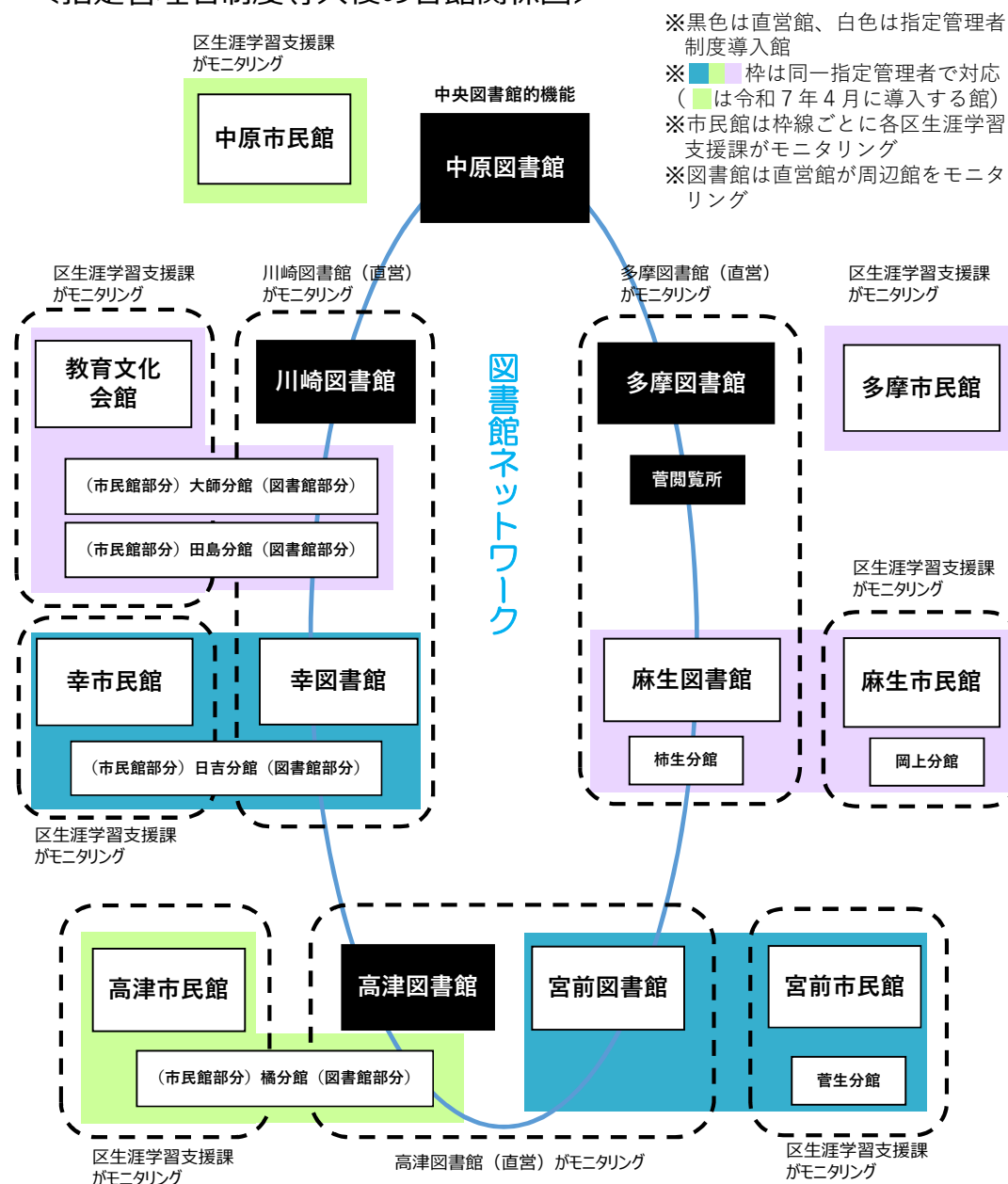
【市民館】

市民館	導入時期
教育文化会館	令和8（2026）年 2月
大師分館 （プラザ大師）	令和8（2026）年 2月
田島分館 （プラザ田島）	令和8（2026）年 2月
幸市民館	幸市民館の 改修工事後
日吉分館 （プラザ日吉）	幸市民館の 改修工事後
中原市民館	令和7（2025）年 4月
高津市民館	令和7（2025）年 4月
橘分館 （プラザ橘）	令和7（2025）年 4月
宮前市民館	宮前市民館の移転後
菅生分館	宮前市民館の移転後
多摩市民館	令和8（2026）年 4月
麻生市民館	令和8（2026）年 4月
岡上分館	令和8（2026）年 4月

【図書館】

図書館	導入時期
川崎図書館 【直営館】	—
大師分館 （プラザ大師）	令和8（2026）年 2月
田島分館 （プラザ田島）	令和8（2026）年 2月
幸図書館	幸図書館の 改修工事後
日吉分館 （プラザ日吉）	幸図書館の 改修工事後
中原図書館 【直営館】	—
高津図書館 【直営館】	—
橘分館 （プラザ橘）	令和7（2025）年 4月
宮前図書館	宮前図書館の移転後
—	—
多摩図書館 【直営館】	—
麻生図書館	令和8（2026）年 4月
柿生分館	令和8（2026）年 4月

＜指定管理者制度導入後の各館関係図＞



令和7年に導入する館

令和8年に導入する館

市民館及び図書館条例の一部改正、川崎市民館・労働会館条例制定について

3 市民館条例及び図書館条例の一部改正について

(1) 主な改正内容

- ア 市民館条例改正
管理を指定管理者に行わせることとするもの
利用料金制を導入するもの
- イ 図書館条例改正
管理を指定管理者に行わせることとするもの

➡ 具体的内容は参考資料 1・2 を参照ください。

(2) 改正等年月

令和 6 年 6 月市議会 多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館へ指定管理者制度を導入するため、市民館条例を改正
麻生図書館及び麻生図書館柿生分館へ指定管理者制度を導入するため、図書館条例を改正

(3) スケジュール

施設名	令和 6 年度	令和 7 年度				令和 8 年度	令和 9 年度
・多摩市民館 ・麻生市民館 ・岡上分館 (麻生市民館分館) ・麻生図書館 ・柿生分館 (麻生図書館分館)	指定管理者 募集準備 (仕様書等の作成)	4月 募集の公募	6月 民間活用事業者 選定評価委員会開催	9月 指定議案の提出	10月 指定管理者と協定書締結	指定管理者による 運営開始準備	指定管理者による運営開始

4 川崎市民館・労働会館条例の制定について

(1) 制定内容

令和 8 年 2 月に供用開始予定である川崎市民館・労働会館の条例を市民館条例の内容を基本に労働会館に関する内容と合わせて制定令和 6 年 6 月市議会に提出し、議決を経て制定

(2) 制定年月

令和 6 年 6 月市議会において制定

➡ 具体的内容は参考資料 3・4 を参照ください。

(3) スケジュール

施設名	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
・川崎市民館・労働会館 ・大師分館 ・田島分館 (川崎市民館・労働会館分館) (川崎図書館分館)	1月 募集の公募 3月 民間活用事業者選定評価委員会開催	6月 指定議案の提出 7月 指定管理者と協定書締結 指定管理者による運営開始準備 2月 指定管理者による運営開始		

市民館及び図書館条例の一部改正、川崎市民館・労働会館条例制定について

5 その他

(1) 中原市民館、高津市民館・橘分館

指定管理者制度を導入するため、令和5年9月に市民館条例及び図書館条例を一部改正し、本年4月から手続きを開始

施設名	令和6年度												令和7年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
・中原市民館 ・高津市民館 ・橘分館 (高津市民館分館) (高津図書館分館)	5日 募集の公告 15日 現地見学・説明会 募集要項等 質問受付 4/5～26	20日 募集開始 応募書類 提出期間 5/20～6/7	応募者の 他施設運営 状況視察	2-5 民間活用事業 者選定評価 委員会	下旬 の公開(市 ホームページ で公開)	市議会定例会 招集告示後 選定結果	第3回 川崎市議会 定例会 指定管理者の 決定	指定管理者と 協定書締結	指定管理者による運営開始準備 各館での説明会の実施				指定管理者による 運営開始

(2) 幸市民館、幸図書館、日吉分館

改修工事の後、供用開始予定である令和10年4月から指定管理者による運営を開始予定

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																
○川崎市市民館条例 昭和47年条例第38号 (目的及び設置) 第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td><td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td></tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td><td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td></tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td><td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td></tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td><td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td></tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td><td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td><td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td><td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td></tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td><td>川崎市高津区久末2,012番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td><td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td></tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館岡上分館</td><td>川崎市麻生区岡上3丁目15番5号</td></tr> </tbody> </table> 第3条、第4条 略	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号	○川崎市市民館条例 昭和47年条例第38号 (目的及び設置) 第1条 市民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上を図るため、川崎市市民館（以下「市民館」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 市民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館</td><td>川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2</td></tr> <tr> <td>川崎市中原市民館</td><td>川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12</td></tr> <tr> <td>川崎市高津市民館</td><td>川崎市高津区溝口1丁目4番1号</td></tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館</td><td>川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4</td></tr> <tr> <td>川崎市多摩市民館</td><td>川崎市多摩区登戸1,775番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館</td><td>川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の市民館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市幸市民館日吉分館</td><td>川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号</td></tr> <tr> <td>川崎市高津市民館橘分館</td><td>川崎市高津区久末2,012番地1</td></tr> <tr> <td>川崎市宮前市民館菅生分館</td><td>川崎市宮前区菅生5丁目4番11号</td></tr> <tr> <td>川崎市麻生市民館岡上分館</td><td>川崎市麻生区岡上3丁目15番5号</td></tr> </tbody> </table> 第3条、第4条 略	名称	位置	川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2	川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12	川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号	川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4	川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号	名称	位置	川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号	川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1	川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号	川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
名称	位置																																																
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																																
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																																																
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																																
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																																
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																																																
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																																
名称	位置																																																
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																																
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																																																
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																																																
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号																																																
名称	位置																																																
川崎市幸市民館	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地2																																																
川崎市中原市民館	川崎市中原区新丸子東3丁目1,100番地12																																																
川崎市高津市民館	川崎市高津区溝口1丁目4番1号																																																
川崎市宮前市民館	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4																																																
川崎市多摩市民館	川崎市多摩区登戸1,775番地1																																																
川崎市麻生市民館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号																																																
名称	位置																																																
川崎市幸市民館日吉分館	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号																																																
川崎市高津市民館橘分館	川崎市高津区久末2,012番地1																																																
川崎市宮前市民館菅生分館	川崎市宮前区菅生5丁目4番11号																																																
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号																																																

改正後	改正前
(指定管理者) 第4条の2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民館（<u>川崎市幸市民館、川崎市宮前市民館、川崎市幸市民館日吉分館及び川崎市宮前市民館菅生分館を除く。</u>以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。）の管理を行わせる。 (1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 第4条の3～第10条 略 (使用料) 第11条 利用者は、市民館（指定管理者が管理を行う市民館を除く。）の施設等の利用について、別表第1に定める使用料（設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料）を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用料金) 第11条の2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	(指定管理者) 第4条の2 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民館（<u>川崎市中原市民館、川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館に限る。</u>以下この条から第4条の4まで、第4条の5第2項及び第11条の2において同じ。）の管理を行わせる。 (1) 市民館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 (2) 事業計画書の内容が、市民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った市民館の管理を安定して行う能力を有すること。 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 第4条の3～第10条 略 (使用料) 第11条 利用者は、市民館（指定管理者が管理を行う市民館を除く。）の施設等の利用について、別表第1に定める使用料（設備については、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料）を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (利用料金) 第11条の2 利用者は、市民館の施設等の利用について、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

改正後							改正前						
3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。							3 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。						
4 利用料金は、指定管理者の収入とする。							4 利用料金は、指定管理者の収入とする。						
第12条～第21条 略							第12条～第21条 略						
別表第1（第11条関係）							別表第1（第11条関係）						
1 施設使用料							1 施設使用料						
種別			金額				種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホール	大ホール	幸宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円	ホール	大ホール	幸宮前多摩麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル室	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円		リハーサル室	幸多摩	560円 1,120円	1,230円 2,460円	1,680円 3,360円	3,470円 6,940円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
会議室	大会議室	幸宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	会議室	大会議室	幸宮前多摩麻生	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		第1会議室	幸宮前	2,120円 1,230円	2,680円 1,790円	3,470円 2,240円	8,270円 5,260円

改正後							改正前									
											円					
		宮前	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円			多摩 麻生	<u>1, 790円</u>	<u>2, 120円</u>	<u>2, 800円</u>	<u>6, 710円</u>			
		第 2 会議室	幸	1, 230円	1, 790円	2, 240円			5, 260円	第 2 会議室	幸 麻生	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	
			宮前	1, 790円	2, 120円	2, 800円			6, 710円		宮前	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円	
		第 3 会議室	幸 宮前	1, 230円	1, 790円	2, 240円			5, 260円	第 3 会議室	幸 宮前 麻生	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	
																多摩
		第 4 会議室	幸 宮前	1, 230円	1, 790円	2, 240円			5, 260円	第 4 会議室	幸 多摩	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	
																宮前
									第 5 会議室	多摩	<u>1, 230円</u>	<u>1, 790円</u>	<u>2, 240円</u>	<u>5, 260円</u>		
															第 6 会議室	多摩
		集会室	菅生	1, 790円	2, 120円	2, 800円			6, 710円	集会室	菅生	1, 790円	2, 120円	2, 800円		
															岡上	<u>1, 230円</u>
教養	音楽室	幸	2, 120	2, 680円	3, 470円	8, 270円	教養	音楽室	幸	2, 120	2, 680円	3, 470円	8, 270円			

改正後							改正前						
室			円				室			円			
	和室	幸宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		和室	幸宮前多摩麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉	670円	780円	1,120円	2,570円			日吉	670円	780円	1,120円	2,570円
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円			菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	料理室	幸宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		料理室	幸宮前多摩麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	幸宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		実習室	幸宮前多摩麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円			日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		視聴覚室	宮前多摩麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
									岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第1学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円		第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
									日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第2学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		

改正後						
	第 3 学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第 4 学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	幸宮前	330円	560円	1,120円	2,010円	

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の 2 割を増徴する。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の 2 割（1 円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5 割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

2 設備使用料

単位	金額
----	----

改正前						
		日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第 3 学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第 4 学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
体育室	幸宮前					
	多摩	330円	560円	1,120円	2,010円	
	麻生	440円	780円	1,340円	2,560円	
	岡上	220円	330円	670円	1,220円	

備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の 2 割を増徴する。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の 2 割（1 円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。

3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5 割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

2 設備使用料

種別	単位	金額
----	----	----

改正後				改正前								
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位			1回	5,600円	陶芸用電気窯	1台	1回	3,360円				
					その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位		1回	5,600円			
備考												
1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。												
2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。												
別表第2（第11条の2関係）												
1 施設利用料												
種別			金額				種別					
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間
			9時～11時30分	0時30分～4時30分	5時30分～9時	9時～9時						
ホール	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		高津多摩麻生	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円		高津	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
		高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円		高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円
	リハーサル室	多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円	リハーサル室					

改正後							改正前						
種別			9 時～ 12 時	1 時～ 5 時	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時	種別			9 時～ 12 時	1 時～ 5 時	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時
会議室	大会議室	高津 多摩 麻生	3, 920 円	5, 480円	7, 050円	16, 450円	大会議室	高津	3, 920 円	5, 480円	7, 050円	16, 450円	
	第 1 会議室	中原 高津	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	第 1 会議室	中原 高津	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	
		多摩 麻生	1, 790 円	2, 120円	2, 800円	6, 710円							
	第 2 会議室	中原 高津 麻生	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	第 2 会議室	中原 高津	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	
		多摩	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円							
	第 3 会議室	中原 麻生	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	第 3 会議室	中原	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	
		高津	1, 790 円	2, 120円	2, 800円	6, 710円		高津	1, 790 円	2, 120円	2, 800円	6, 710円	
		多摩	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円							
	第 4 会議室	中原 多摩	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	第 4 会議室	中原	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	
		高津 麻生	1, 790 円	2, 120円	2, 800円	6, 710円		高津	1, 790 円	2, 120円	2, 800円	6, 710円	
	第 5 会議室	中原 多摩	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	第 5 会議室	中原	1, 230 円	1, 790円	2, 240円	5, 260円	
		高津	1, 790 円	2, 120円	2, 800円	6, 710円		高津	1, 790 円	2, 120円	2, 800円	6, 710円	
第 6 会議室	中原	1, 790	2, 120円	2, 800円	6, 710円	第 6 会議室	中原	1, 790	2, 120円	2, 800円	6, 710円		

改正後								改正前							
			高津	円						高津	円				
			多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
		集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円								
	教養室	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
		第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
		第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		和室	中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		和室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
			橘	670円	780円	1,120円	2,570円			橘	670円	780円	1,120円	2,570円	
		料理室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		料理室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	
		実習室	中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		実習室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
			橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円			橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
		視聴覚室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		視聴覚室	中原 高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	

改正後							改正前						
			多摩 麻生										
	学習室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円							
	第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第1学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円	
		橘	670円	780円	1,120円	2,570円							
	第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第2学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円							
	第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円							
	体育室	中原 高津 麻生	440円	780円	1,340円	2,560円	体育室	中原 高津	440円	780円	1,340円	2,560円	
		多摩	330円	560円	1,120円	2,010円							
		岡上	220円	330円	670円	1,220円							
備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。							備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。						
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。							2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。						
3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合							3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合						

改正後	改正前																																		
を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。 <table><tr><th>入場料金</th><th>増額の割合</th></tr><tr><td>1,000円未満</td><td>5割</td></tr><tr><td>1,000円以上3,000円未満</td><td>10割</td></tr><tr><td>3,000円以上</td><td>20割</td></tr></table> 4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。 2 設備利用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>陶芸用電気窯</td><td>1台 1回</td><td>3,360円</td></tr><tr><td>その他附帯設備</td><td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、<u>1室</u>、1キロ ワットその他1単位 1回</td><td>5,600円</td></tr></table> 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。	入場料金	増額の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、 <u>1室</u> 、1キロ ワットその他1単位 1回	5,600円	を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。 <table><tr><th>入場料金</th><th>増額の割合</th></tr><tr><td>1,000円未満</td><td>5割</td></tr><tr><td>1,000円以上3,000円未満</td><td>10割</td></tr><tr><td>3,000円以上</td><td>20割</td></tr></table> 4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会 その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、 大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場 合において、前項の規定は、適用しない。 2 設備利用料 <table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>陶芸用電気窯</td><td>1台 1回</td><td>3,360円</td></tr><tr><td>その他附帯設 備</td><td>1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1 個、1脚、1双、1張、1キロワットその 他1単位 1回</td><td>5,600円</td></tr></table> 備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱 う。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超 過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。） につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又 は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の 設備利用料は、無料とする。 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。	入場料金	増額の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	種別	単位	金額	陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円	その他附帯設 備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1 個、1脚、1双、1張、1キロワットその 他1単位 1回	5,600円
入場料金	増額の割合																																		
1,000円未満	5割																																		
1,000円以上3,000円未満	10割																																		
3,000円以上	20割																																		
種別	単位	金額																																	
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円																																	
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、 1個、1脚、1双、1張、 <u>1室</u> 、1キロ ワットその他1単位 1回	5,600円																																	
入場料金	増額の割合																																		
1,000円未満	5割																																		
1,000円以上3,000円未満	10割																																		
3,000円以上	20割																																		
種別	単位	金額																																	
陶芸用電気窯	1台 1回	3,360円																																	
その他附帯設 備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1 個、1脚、1双、1張、1キロワットその 他1単位 1回	5,600円																																	

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																								
川崎市立図書館条例 昭和 2 5 年川崎市条例第 3 2 号 (目的及び設置) 第 1 条 図書館法(昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号)第 1 条の目的を達成するため、川崎市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市立川崎図書館</td><td>川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1</td></tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館</td><td>川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2</td></tr> <tr> <td>川崎市立中原図書館</td><td>川崎市中原区小杉町 3 丁目 1, 3 0 1 番地</td></tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館</td><td>川崎市高津区溝口 4 丁目 1 6 番 3 号</td></tr> <tr> <td>川崎市立宮前図書館</td><td>川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4</td></tr> <tr> <td>川崎市立多摩図書館</td><td>川崎市多摩区登戸 1, 7 7 5 番地 1</td></tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館</td><td>川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の図書館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市立川崎図書館大師分館</td><td>川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号</td></tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館田島分館</td><td>川崎市川崎区追分町 1 6 番 1 号</td></tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館日吉分館</td><td>川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号</td></tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館橘分館</td><td>川崎市高津区久末 2, 0 1 2 番地 1</td></tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館柿生分館</td><td>川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号</td></tr> </tbody> </table> 第 3 条、第 4 条 略	名称	位置	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町 3 丁目 1, 3 0 1 番地	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口 4 丁目 1 6 番 3 号	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸 1, 7 7 5 番地 1	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号	名称	位置	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町 1 6 番 1 号	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末 2, 0 1 2 番地 1	川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号	川崎市立図書館条例 昭和 2 5 年川崎市条例第 3 2 号 (目的及び設置) 第 1 条 図書館法(昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号)第 1 条の目的を達成するため、川崎市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市立川崎図書館</td><td>川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1</td></tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館</td><td>川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2</td></tr> <tr> <td>川崎市立中原図書館</td><td>川崎市中原区小杉町 3 丁目 1, 3 0 1 番地</td></tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館</td><td>川崎市高津区溝口 4 丁目 1 6 番 3 号</td></tr> <tr> <td>川崎市立宮前図書館</td><td>川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4</td></tr> <tr> <td>川崎市立多摩図書館</td><td>川崎市多摩区登戸 1, 7 7 5 番地 1</td></tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館</td><td>川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の図書館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市立川崎図書館大師分館</td><td>川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号</td></tr> <tr> <td>川崎市立川崎図書館田島分館</td><td>川崎市川崎区追分町 1 6 番 1 号</td></tr> <tr> <td>川崎市立幸図書館日吉分館</td><td>川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号</td></tr> <tr> <td>川崎市立高津図書館橘分館</td><td>川崎市高津区久末 2, 0 1 2 番地 1</td></tr> <tr> <td>川崎市立麻生図書館柿生分館</td><td>川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号</td></tr> </tbody> </table> 第 3 条、第 4 条 略	名称	位置	川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1	川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2	川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町 3 丁目 1, 3 0 1 番地	川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口 4 丁目 1 6 番 3 号	川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4	川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸 1, 7 7 5 番地 1	川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号	名称	位置	川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号	川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町 1 6 番 1 号	川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号	川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末 2, 0 1 2 番地 1	川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号
名称	位置																																																								
川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1																																																								
川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2																																																								
川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町 3 丁目 1, 3 0 1 番地																																																								
川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口 4 丁目 1 6 番 3 号																																																								
川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4																																																								
川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸 1, 7 7 5 番地 1																																																								
川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号																																																								
名称	位置																																																								
川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号																																																								
川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町 1 6 番 1 号																																																								
川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号																																																								
川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末 2, 0 1 2 番地 1																																																								
川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号																																																								
名称	位置																																																								
川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1																																																								
川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 2																																																								
川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町 3 丁目 1, 3 0 1 番地																																																								
川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口 4 丁目 1 6 番 3 号																																																								
川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 4																																																								
川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸 1, 7 7 5 番地 1																																																								
川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 2 号																																																								
名称	位置																																																								
川崎市立川崎図書館大師分館	川崎市川崎区大師駅前 1 丁目 1 番 5 号																																																								
川崎市立川崎図書館田島分館	川崎市川崎区追分町 1 6 番 1 号																																																								
川崎市立幸図書館日吉分館	川崎市幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号																																																								
川崎市立高津図書館橘分館	川崎市高津区久末 2, 0 1 2 番地 1																																																								
川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平 3 丁目 3 番 1 号																																																								

改正後	改正前
(指定管理者) 第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館（<u>川崎市立麻生図書館、川崎市立川崎図書館大師分館、川崎市立川崎図書館田島分館、川崎市立高津図書館橘分館及び川崎市立麻生図書館柿生分館</u>に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。 （1）図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 （2）事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 （3）事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 第6条～第16条 略	(指定管理者) 第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館（川崎市立高津図書館橘分館に限る。以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。 （1）図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 （2）事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 （3）事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 第6条～第16条 略

川崎市川崎市民館・労働会館条例

(目的及び設置)

第1条 実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業の実施による市民の教養の向上並びに労働組合その他諸団体の健全な発達及び労働者の勤労意欲の向上を図るとともに、利用者の交流を促進するため、川崎市川崎市民館・労働会館（以下「館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市川崎市民館・労働会館	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号

2 前項の館に次の分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市川崎市民館・労働会館大師分館	川崎市川崎区大師駅前1丁目1番5号
川崎市川崎市民館・労働会館田島分館	川崎市川崎区追分町16番1号

(事業)

第3条 館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼児、青少年及び成人に関する学級及び講座を開設すること。
- (2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会、研修会等の開催に関すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 文化活動の奨励を行うこと。
- (6) 視聴覚器材器具の貸出しを行うこと。
- (7) 社会教育関係団体の育成を図ること。

(8) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者)

第4条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に館の管理を行わせる。

- (1) 館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長等が必要と認める書類を市長等に提出しなければならない。

3 市長等は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会規則の規定に従い、館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他の館の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 館の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長等の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

種別	利用時間	休館日
川崎市川崎	午前9時から午後9時30	12月29日から翌年の1

市民館・労働会館	分まで（スタジオ及びオンラインルームにあっては、午後9時まで）	月3日までの日
川崎市川崎市民館・労働会館大師分館 川崎市川崎市民館・労働会館田島分館	午前9時から午後9時まで	（1）毎月第3月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日 （2）12月29日から翌年の1月3日までの日

（利用許可）

第8条 館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（視聴覚器材器具の貸出し）

第9条 館の視聴覚器材器具の貸出しを受けようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（入館等の制限）

第10条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他管理上支障があると認められる者については、入館を断り、又は退館させることができる。

（利用許可の制限）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条の許可をしない。

- （1）施設等を毀損するおそれのあるとき。
- （2）管理上支障があるとき。

（3）その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、第8条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- （1）利用の目的に反したとき。
- （2）秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- （3）偽りその他不正な行為により第8条の許可を受けたとき。
- （4）災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- （5）工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- （6）前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則若しくは教育委員会規則に違反したとき。

（施設等の変更禁止）

第13条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金）

第14条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（貸出料）

第15条 館の視聴覚器材器具の貸出しは、無料とする。

(受講料及び入場料)

第16条 指定管理者は、第3条第1号、第2号及び第4号に掲げる事業を行うに当たっては、受講料又は入場料を徴収することができる。

2 前項の受講料又は入場料の額は、指定管理者がその都度定める。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第19条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者の義務)

第20条 利用者は、善良な管理者の注意をもって館の施設等を利用しなければならない。

(原状回復)

第21条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第22条 市及び指定管理者は、第12条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第23条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない

い。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第24条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 館に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(川崎市教育文化会館条例の廃止)

3 川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）は、廃止する。（川崎市教育文化会館条例の廃止に伴う経過措置）

4 前項の規定による廃止前の川崎市教育文化会館条例第5条の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(川崎市総合教育センター条例の一部改正)

5 川崎市総合教育センター条例（昭和61年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第5号中「及び教育文化会館」を削る。

別表（第14条関係）

1 施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分

ホー ル	大ホール	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル室	560円	1,230円	1,680円	3,470円
	ミニホール	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
種 別		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分
多 目 的 室	ルーム 1	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム 2	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム 3	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム 4	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム 5	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム 6	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム 7	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム 8	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	ルーム 9	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	ルーム 10	2,680円	3,350円	4,360円	10,390円
	ルーム 11	2,680円	3,350円	4,360円	10,390円
	交流室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
教 養 室	体育室 1	440円	780円	1,340円	2,560円
	体育室 2	440円	780円	1,340円	2,560円
	音楽室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	和室 1	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室 2	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	料理室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室 1	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	実習室 2	890円	1,000円	1,340円	3,230円

オ ー プ ン ス ペ ー ス	3階オープンスペース	360円	420円	560円	1,340円
	4階オープンスペース	420円	540円	690円	1,650円
	5階オープンスペース	180円	200円	270円	650円
種 別		全 日			
		9時～9時			
教 養 室	スタジオ 1	1 回（1 時間）400円			
	スタジオ 2	1 回（1 時間）500円			
	スタジオ 3	1 回（1 時間）700円			
	スタジオ 4	1 回（1 時間）600円			
オ ン ラ イ ン ル ー ム	オンラインルーム（大）	1 回（1 時間）300円			
	オンラインルーム（個人）	1 回（1 時間）100円			
種 別		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
分 館	第 1 学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第 2 学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	実習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	和室	670円	780円	1,120円	2,570円

- 備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とす

る。)につき、その直前の利用時間の区分における施設利用料の2割相当額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

- 3 大ホール及びミニホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

入場料金	増額の割合
1,000円未満	5割
1,000円以上3,000円未満	10割
3,000円以上	20割

- 4 3階オープンスペース、4階オープンスペース及び5階オープンスペースの施設利用料は、3階オープンスペースにあっては和室1を利用する場合、4階オープンスペースにあっては料理室を利用する場合、5階オープンスペースにあっては実習室2を利用する場合であって指定管理者が専用利用を認めるときの施設利用料とする。

2 設備利用料

単 位	金 額
1式、1台、1本、1基、1枚、1個、1キロワット、1脚、1双その他1単位 1回	5,600円

備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。

- 2 前項の規定にかかわらず、スタジオ1、スタジオ2、スタジオ3、スタジオ4、オンラインルーム(大)及びオンラインルーム(個人)においては、利用許可を受けた1時間を1回として扱う。

- 3 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

3 駐車場利用料

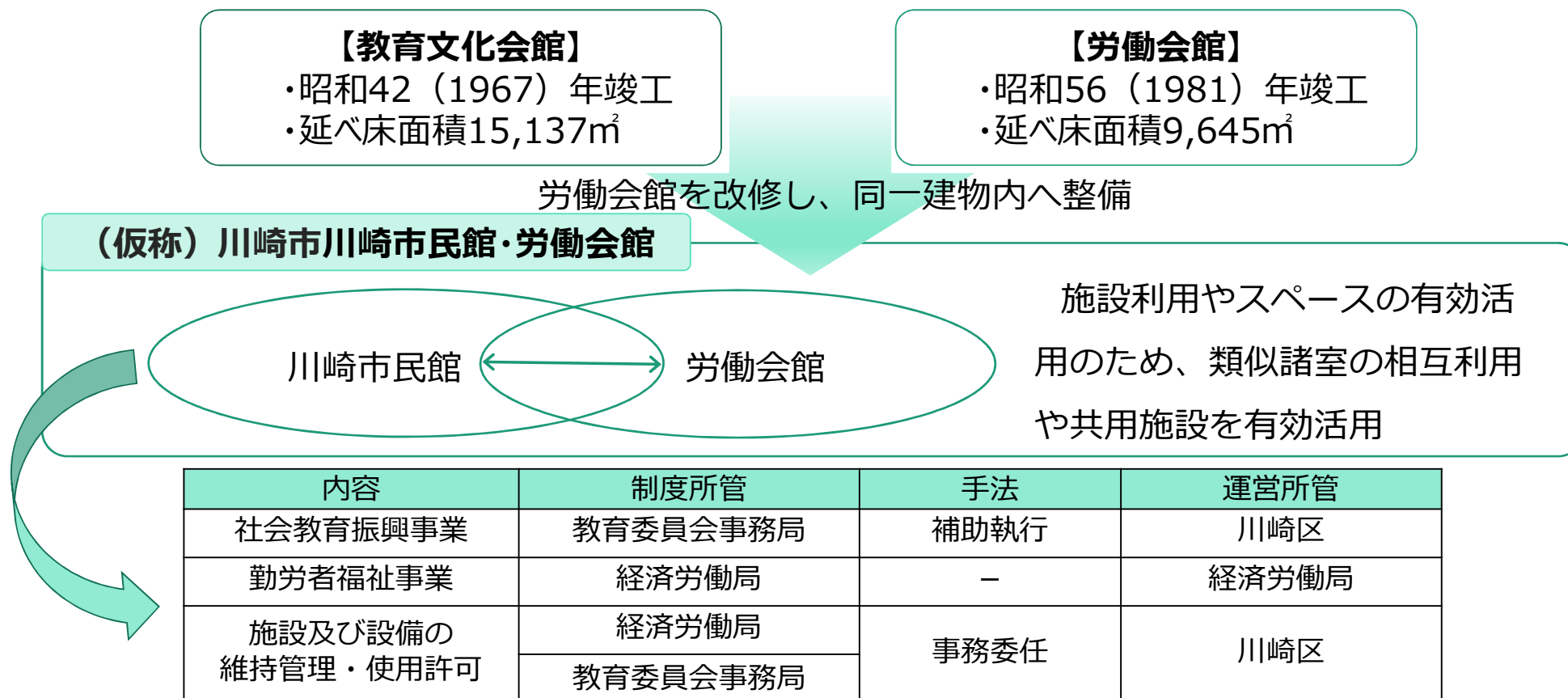
種 別	基本料金	超過料金
普通自動車	1台1時間まで 300円	超過時間30分までごとに 150円

備考 普通自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。

労働会館改修工事等における工事請負契約の締結状況、工事スケジュール、「（仮称）川崎市川崎市民館・労働会館条例」の方向性、災害時の対応等について、御報告いたします。

1 再編整備の概要

川崎市教育文化会館（以下「教育文化会館」という。）と川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）の再編整備に併せて、現在の労働会館を大規模改修し、（仮称）川崎市川崎市民館・労働会館（以下「新施設」という。）を設置することにより、それぞれの館がこれまで行ってきた社会教育振興事業と勤労者福祉事業を継続するとともに、2つの機能が同一建物内に設置されていることのメリットを活かし、幅広い利用者層に対応した事業・サービスを推進していくものです。



※日常的な施設等の維持管理・使用許可は川崎区を運営所管として指定管理者が行います。

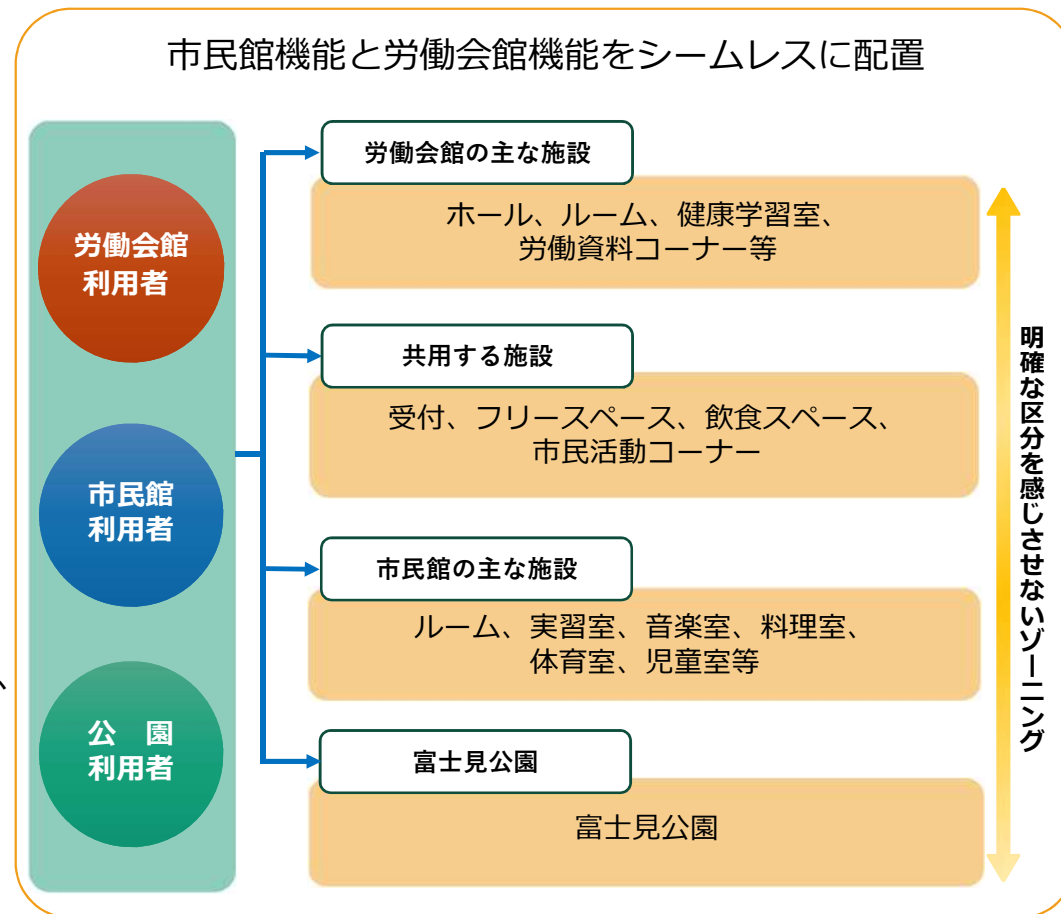
(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

2 これまでの経過

平成30（2018）年3月に「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を取りまとめ、川崎区の市民館機能を再編整備し、労働会館内に移転することを決定して以降、施設整備と管理運営の両面から検討を進め、令和3（2021）年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、大規模改修により改築と同程度の機能改善が見込まれることなどを踏まえ、大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として、計画的に大規模改修を実施することや市民館機能と労働会館機能をシームレスに配置することを決定しました。

また、令和3（2021）年5月から実施設計を行うとともに、令和4（2022）年8月に「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を策定し、事業計画、施設利用計画、指定管理者による運営等の基本的な考え方を明確にした上で、令和4年度予算として、約49.6億円を計上しました。

【施設構成（基本計画策定時点）】



時期	事項
平成30（2018）年3月	「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」策定
平成31（2019）年3月	「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」策定
令和3（2021）年1月	「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」策定
令和3（2021）年5月	実施設計着手
令和4（2022）年8月	「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画」策定

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

3 改修工事について

改修工事について、諸室の配置計画の確定や機能、仕様等の具体化に向けた詳細設計及び資材高騰の影響等により、当初予算から約20億円増額（総事業費：約69.1億円）した上で、令和5（2023）年3月に「労働会館改修工事」の入札を行いました。が、予定価格超過により入札不調となり、関連する工事の入札は中止となりました。

入札不調後、建設業者などへのヒアリングから建築コストの高騰、工事内容の捉え方、入札競争性の低下を入札不調の原因として捉え、工事費を約10億円増額（総事業費:約79.1億円）するとともに、仕様、工事発注方法等の見直し等を行った上で、再度入札を行ったところ、次のとおり落札者が決定したことから、令和6（2024）年3月25日（労働会館改修昇降機設備工事は同年3月28日）に工事請負契約を締結しました。

NO.	工事名	契約の相手方	契約金額
1	労働会館改修工事	前田建設工業（株）	41億4,700万円
2	労働会館改修電気設備工事	丸井・光陽共同企業体	13億1,351万円
3	労働会館改修空気調和設備その他工事	研空・稲水共同企業体	18億1,500万円
4	労働会館改修舞台照明設備工事	（株）光陽電業社	2億2,218万9千円
5	労働会館改修舞台音響設備工事	辰野電設（株）	2億2,080万3千円
6	労働会館改修昇降機設備工事	三精テクノロジーズ（株）	2,310万円
契約金額の合計			77億4,160万2千円

※「労働会館改修工事」のうち労働会館内の舞台装置等の廃棄については、改修工事の契約金額の範囲内で、別途、本市と産業廃棄物処理事業者で委託契約を締結しました。

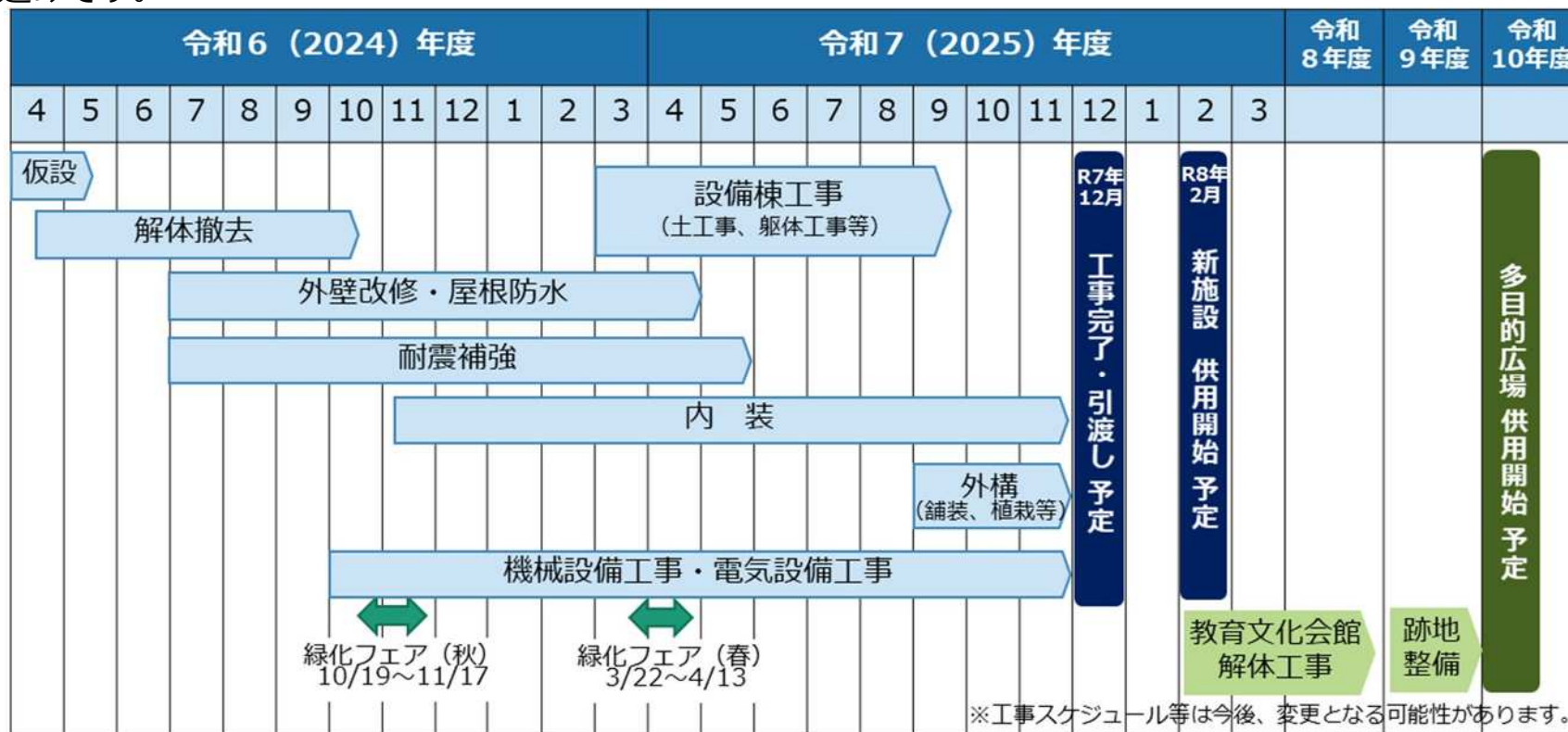
(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

4 工事スケジュールについて

令和6（2024）年4月に工事着手し、1年9か月間（21か月間）の工事の後、令和7（2025）年12月に完成する予定です。

なお、令和6年秋及び令和7年春に、隣接する富士見公園等で開催される全国都市緑化かわさきフェア（以下「緑化フェア」という。）開催期間中については、秋開催時が外壁改修や耐震補強工事等、春開催時は内装や設備棟工事等の期間中となる予定ですが、騒音に配慮した工程にするとともに、来場者の安全性を確保するために設置する仮囲いに緑化を行い、景観を損なうことなく周囲と調和させるなど、イベント運営に支障がないよう対応します。

また、教育文化会館は、新施設の供用開始後に解体工事に着手するため、関連事業である富士見公園再編整備における教育文化会館跡地整備は、令和9（2027）年4月に工事着手し、令和10（2028）年4月に市民が利用できる多目的広場として供用開始する見込みです。



(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

5 条例制定等について

(1) 概要

新施設については、フロアや諸室で教育文化会館と労働会館の機能を明確に区分せず、一体的かつシームレスな形で設置・運営することに大きな特徴があることから、施設の管理区域を明確に区分する個別条例の改正ではなく、施設の設置目的や利用料金等を包含する複合施設条例「（仮称）川崎市川崎市民館・労働会館条例」を制定します。

また、条例は経済労働局と教育委員会事務局で共管とし、土地、建物、備品等の財産については、経済労働局が単独所管します。

条例の建付け	条例所管	財産所管
複合施設条例 (（仮称）川崎市川崎市民館・労働会館条例)	共管 (経済労働局・教育委員会事務局)	単独所管 (経済労働局)

(2) 主な内容

ア 名称、利用時間、休館日

新施設については、川崎区の市民館として位置付けることから、名称は「川崎市川崎市民館・労働会館」とし、分館に大師分館及び田島分館を置き、利用時間等は労働会館と同様とする予定です。

名称	利用時間	休館日
川崎市川崎市民館・労働会館	午前9時から 午後9時30分まで	12月29日から翌年の 1月3日までの日
川崎市川崎市民館・労働会館 大師分館、田島分館	午前9時から 午後9時まで	

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

イ 設置目的

市民館条例の「市民の教養の向上を図ること」及び労働会館条例の「労働組合その他諸団体の健全な発達を図り、及び労働者の勤労意欲の向上を図ること」に加え、複合施設の特性を活かし、「利用者の交流を促進すること」を設置目的とする予定です。

ウ 利用区分

令和4年度に実施した教育文化会館、市民館・分館及び労働会館における利用時間の実態調査において、現在の利用区分（午前、午後、夜間）でおおむね8割程度の充足率となっていること、利用団体の入れ替え、忘れ物の確認等に要する区分間の時間（インターバル）が必要であるとの利用者意見が多いことから、ホールやルーム等については、他の市民館や、労働会館と同様に午前、午後、夜間の利用区分とする予定です。

新たに整備するスタジオ、オンラインルームについては、他の市民館や労働会館に同様の諸室がないことから、各室の特徴や他の類似施設での利用区分を踏まえ、1時間単位の利用区分とする予定です。

諸室	午前	午後	夜間
大ホール、ミニホール	9:00～11:30	12:30～16:30	17:30～21:30
ルーム、料理室など	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
スタジオ、オンラインルーム	時間貸（1時間単位）		

エ 利用料金

利用団体によって利用料金を区分せず、一本化した料金体系とします。また、受益者負担の原則により、利用者の適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とし、具体的な金額については、他の市民館、教育文化会館及び労働会館の料金体系や市内外の類似施設の利用料金等を参考に上限額を設定します。

オープンスペースについては、原則、無料としますが、料理室と一体的に利用する場合など、占有する場合には有料とする予定です。

また、駐車場についても、適正な受益者負担の考えから有料とし、近隣の施設の状況を踏まえ、利用料金の上限額を設定する予定です。

なお、駐輪場については、無料とする予定です。

オ 指定管理者

新施設は、複合施設である特性を十分に活かし、施設の一体的な運営や利便性を確保するため、一つの指定管理者が施設全体の管理運営を行います。指定管理の対象範囲は、新施設、大師分館及び田島分館とする予定です。

また、利用料金制を導入し、利用料金は指定管理者の収入とする予定です。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

(3) 規則、要綱、マニュアル等

「(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館条例」に基づき、減免措置や施設予約の事前申請（利用申込期間より前の利用申請）等を規定した規則、要綱等を制定するとともに、諸室の予約方法や施設内の飲食のルールなどを定めたマニュアルを作成します。

ア 減免措置（規則、要綱事項）

利用料金については、減免（減額又は免除）できるものとし、その対象や要件については、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本に検討します。

措置	教育文化会館の例	労働会館の例
免除	川崎市教育委員会が、その事務、事業のために使用するとき。	市が経済労働施策として主催する事務・事業
	地域教育会議がその目的のために使用するとき。	
減額	川崎市内の学校及び外国人学校がその事務、事業のために使用するとき。	市が経済労働施策以外の目的として主催する事務・事業
	川崎市教育委員会に登録した社会教育関係団体、社会教育研究会等が、その目的のために使用するとき。	川崎市内の労働組合の連合団体又は労働福祉団体がその目的のために使用するとき。
	川崎市（市長事務部局等）が、その事務、事業のために使用するとき。	川崎市内の単独の労働組合が川崎市と協働して経済労働施策の推進のために使用するとき。

イ 施設予約の事前申請（規則、要綱事項）

事前申請（利用申込期間より前の利用申請）の対象や要件についても、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本に検討します。

ウ 飲食に関する利用ルール（マニュアル事項）

多目的に利用できるルームや交流室については、原則として、懇親会や昼食会など飲食を伴う利用を可能とします。

ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食での利用については、事前に手続きを必要とする予定です。

エ 物販に関する利用ルール（マニュアル事項）

新施設では、売店での販売のほか、イベント時などの短期的な物品販売のルールについても検討します。

6 災害時の対応について

震災や風水害等の危機事象が発生した場合の対応について、利用者、施設職員及び避難者の安全を確保するため、経済労働局、教育委員会事務局、市民文化局、川崎区役所及び指定管理者が、迅速かつ的確に対処できるよう災害対応マニュアルや業務継続計画（BCP）を作成します。

（１）想定される危機事象

- 地震・津波
- 風水害
- 施設における事件・事故

（２）災害対応マニュアルの骨子

項目	内容
平常時の対応	情報伝達・連絡体制の整備、避難訓練の実施 等
発災時の対応	危機事象ごとの迅速かつ的確な応急対応、タイムライン 等
災害時の役割分担	各所管課、施設の役割分担、責任の所在 等
災害発生直後の避難者への対応	避難者の施設への受入りの流れ 等
災害対応終了後	被害確認、修繕、費用対応調整 等

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

(3) 災害、事件・事故等における対応例

ア 災害時（震災）

時期	内容
発災直後	指定管理者が施設等や利用者の安全確保（応急手当や避難誘導等）を実施
数時間以内	・川崎区は、人的被害や建物の被害状況を把握した上で、指定管理者に指示するとともに、経済労働局、教育委員会事務局等へ情報共有を行う。 ・経済労働局は財産所管として、施設等の破損状況などを確認し、教育委員会事務局等は市民館間の連絡調整役として、状況に応じた対応を行う。
24時間以内	帰宅困難者一時滞在施設、避難所補完施設、津波避難施設等に位置付けられていることから、指定管理者は、区本部の要請に応じ、川崎区と連携して、施設等の管理運営を行う。

イ 事件・事故時

時期	内容
発生直後	指定管理者が施設等や利用者の安全確保（応急手当や避難誘導等）を実施
数時間以内	川崎区は、被害状況を把握した上で、指定管理者に指示するとともに、経済労働局、教育委員会事務局等へ情報共有を行う。
24時間以内	事件・事故が建物、備品等の財産に起因する場合 財産所管の経済労働局を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。
	事件・事故が財産以外に起因する場合 川崎区を中心に、指定管理者と連携して、事件・事故の対応を行う。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館の再編整備について

7 今後のスケジュール

検討項目	令和6（2024）年度												令和7（2025）年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
条例・規則 要綱	常任委員会報告	条例議案提出	施行規則、関連要綱の制定及び改正																					令和8年2月 供用開始予定
施設管理 (指定管理等)	仕様書、募集要項の作成								指定管理者公募	指定管理者選定	指定議案提出	開館準備						利用ルール、運営マニュアル作成						
その他 (愛称)													愛称募集	選考期間				愛称決定						

※供用開始までに、工事内容、条例・規則事項、利用ルール等について、適宜、市民説明を実施します。

(仮称)川崎市川崎市民館・労働会館のフロア構成

外観

北側道路から見た外観



富士見公園から見た外観

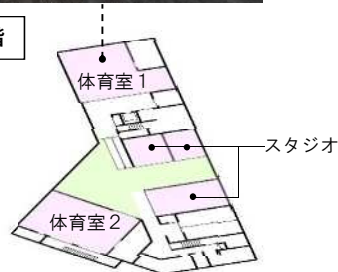


- ホールエリア
- 多目的に利用できる部屋
- 運動・音楽・料理・工作ができる部屋
- オープンスペース

体育室1



地下1階



実習室2とオープンスペース



料理室とオープンスペース



和室1とオープンスペース



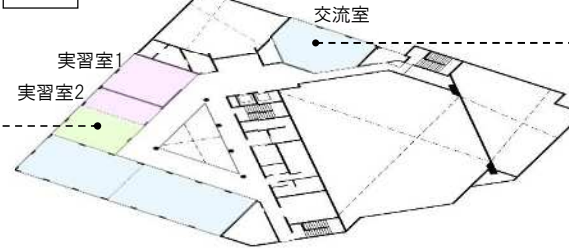
図書コーナー



市民ギャラリー



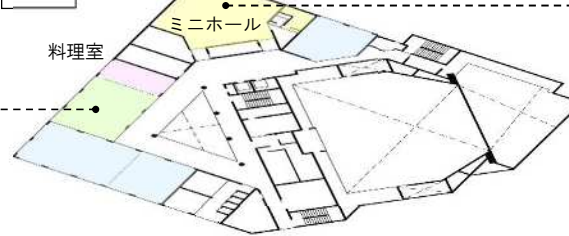
5階



交流室



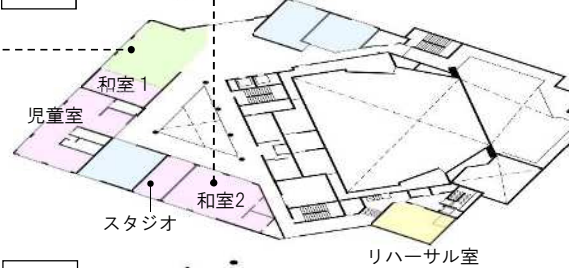
4階



ミニホール（定員150人）



3階



和室2

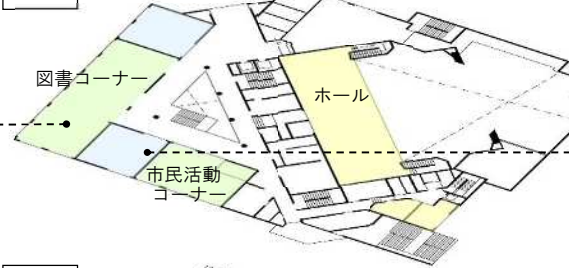


※和室1、2は茶室として利用可能

ルーム



2階



ホール（定員668人）

客席から舞台を見る

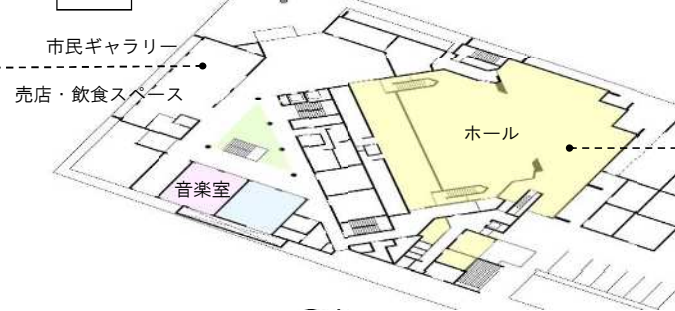


舞台から客席を見る



※客席は可動席のため後方に収容し、平土間として利用可能

1階



※イメージパースは完成予想図のため、変更する場合があります。